

広島県立三次看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十七号

広島県立三次看護専門学校条例の一部を改正する条例

広島県立三次看護専門学校条例（昭和三十二年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学科) 第六条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 既納の入学科は、返還しない。ただし、知事が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者から徴収した入学科については、返還するものとする。</p>	<p>(入学科) 第六条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 既納の入学科は、返還しない。</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。